



福岡商工会議所でご案内できる

令和3年度（2021）中小企業等融資制度一覧

（令和3年5月6日現在）

※金利等融資条件は、経済状況などによって変わる事があります。

項目	制度	融資の種類	対象	資金使途 ※1	限度額	利率(%)	保証利率 ※2	融資期間	保証人	担保	
一般資金	金融本公政策庫策	普通貸付	事業を営んでいる方	運転・設備	4,800万円	無担保の場合 2.06～2.45 担保付の場合 1.11～2.10	—	運転5年以内(据置1年以内) (特に必要な場合は7年以内) 設備10年以内(据置2年以内)	お客さまのご希望を 伺いながら ご相談させていただきます		
		小規模事業者経営改善資金 (マルケイ資金)	事業歴が1年以上、従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者で商工会議所の経営指導を6ヶ月前から受けている方		7,200万円						
	福岡県	① 小規模事業者振興資金	従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者(宿泊業及び娯楽業の場合は20人以下)		2,000万円	1.21	0.25～1.62	10年以内(据置2年以内)	不要	不要	
			小口零細企業保証型		事業を営んでいる方で、従業員が20人(宿泊業及び娯楽業、商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者 当該申込を含め保証協会の保証付融資残高が2,000万円以下の者 ※NPO法人は対象外	5,000万円 (設備資金は8,000万円以内)			1.4	0.3～1.75	原則として 不要
	福岡市	② 小口事業資金 ※3 ③ 商工業振興資金	小規模企業者		運転・設備	※4 2,000万円	1.3	0.33～1.72	5年以内(据置1年以内) 5年超10年以内(据置2年以内)	原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に応じて
			中小企業者等		運転・設備	1億円	1.5 1.7	0.36～1.66			
	福岡県	④ 短期運転資金 ⑤ 長期経営安定資金	中小企業者等		運転	3,000万円	1.4	0.25～1.67	1年以内	原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に応じて
			県内に事業所を有し、現に事業を営む者で、次のいずれかに該当するもの 1 中小企業者 2 共同事業を行う組合 3 中小企業者である組合員に転貸する組合		運転	3,000万円	1.4	0.25～1.67	1年以内		
			1 中小企業者 2 共同事業を行う組合 3 中小企業者である組合員に転貸する組合		運転・設備	1億円	1.5 運転1.8/設備1.6	0.25～1.77	5年超10年以内		
	事業を始める方	日本政策金融公庫	新規開業資金		新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方	運転・設備	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	無担保の場合 2.06～2.45 (基準金利の場合) 担保付の場合 1.11～2.10 (基準金利の場合)	—	運転7年以内(据置2年以内) 設備20年以内(据置2年以内)	お客さまのご希望を 伺いながら ご相談させていただきます
次のすべての要件に該当する方 1.対象者の要件 新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方(注1) 2.自己資金の要件 新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を1期終えていない方は、創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金(事業に使用される予定の資金をいいます。)を確認できる方 ただし、「現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方」、「産業競争力強化法に定める認定特定創業支援等事業を受けて事業を始める方」等に該当する場合は、本要件を満たすものとします(注2)。 (注1)「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分であると認められる方」に限ります。 なお、創業計画書のご提出等をいただき、事業計画の内容を確認させていただきます。 (注2)事業に使用される予定のない資金は、本要件における自己資金には含みません。				3,000万円 (うち運転資金は1,500万円)	2.41～2.80 (基準利率の場合)		運転15年以内(据置5年以内) 設備20年以内(据置5年以内)	原則不要 (法人のお客様が ご希望される場合は、 代表者(※)が 連帯保証人となること も可能です。その 場合は利率が 0.1%低減されま す) (※)実質的な経営 者である方や共同 経営者である方を 含みます。		不要	
中小企業経営力強化資金		次の1または2に該当する方 1.次のすべてに該当する方 (1)経営革新または異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓(新規開業を行う場合を含む)を行おうとする方 (2)自ら事業計画の策定を行い、中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関による指導および助言を受けている方 2.次のすべてに該当する方 (1)「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用している方または適用する予定である方 (2)事業計画書を策定する方	運転・設備	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	無担保の場合 2.06～2.45 担保付の場合 1.11～2.10	—	運転7年以内(据置2年以内) (特に必要な場合は7年以内) 設備20年以内(据置2年以内)	お客さまのご希望を 伺いながら ご相談させていただきます			
福岡県	⑥ 新規創業資金	次のいずれかに該当する者で、別表3に掲げる規模で特定事業を営むもの。 ただし、家族従業員については、(4)に該当する場合、(5)に該当し同業種を営む場合にあっては、対象外とする。 (1)事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに県内で創業しようとする具体的計画を有するもの又は創業した日から1年を経過していないもの (2)事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに県内で会社を設立して創業しようとする具体的計画を有するもの又は創業した日から1年を経過していないもの (3)県内で事業を営む中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに県内で中小企業者である会社を設立して創業しようとする具体的計画を有するもの又は創業した日から1年を経過していないもの (4)勤務した企業と同一の業種の事業を新たに開始しようとする者(創業する目的で退職し1年を経過していない者を含む)及び創業後1年以内の者で、次のいずれかに該当するもの ・同一企業に継続して3年以上勤務したもの ・同一業種の勤務歴が通算して5年以上のもの (5)特許法(昭和34年法律第121号)、実用新案法(昭和34年法律第123号)、意匠法(昭和34年法律第125号)に基づく登録を受けた者、又は法律に基づく資格を有する者で、その技術や資格を生かすため新たに事業を開始しようとするもの、又は創業後1年以内のもの (6)開業予定日時点で満55歳以上であって、(1)若しくは(2)に該当するもの又は開業日時点でその代表者が満55歳以上であって、(8)に該当するもの (7)(1)若しくは(2)に該当するものであって、認定特定創業支援等事業による支援を受けたもの(この場合、(1)の「1か月以内」及び(2)の「2か月以内」は「6か月以内」とする。)又は(3)に該当するものであって、現に事業を営む会社の役員で新たに設立される会社において発起人から引き続き役員となった者に認定特定創業支援等事業による支援を受けた者がいるもの (8)NPO法人であって、創業した日から1年を経過していないもの	運転・設備	(1)～(5)、(7)、(8) 2,000万円以内 (6) 1,000万円以内 ・(1)、(2)で創業前については、原則自己資金の範囲内 ・(1)、(2)で創業後、(3)及び(8)については、資産から負債を差し引いた額に今後必要とする事業資金を加算した額を限度とする ・(4)、(5)については、必要資金(土地の取得費を除く)の2/3以内とする	(1)～(5)、(8) 1.3% (6)、(7) 1.2%	0 ※12	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内)	原則として 法人は代表者のみ 個人は不要	不要		
福岡市	⑦ 創業支援資金 ※3	分社化資金 スタートアップ資金 女性スタートアップ資金 ※7 「福岡100」スタートアップ資金 ※7 成長支援資金	県内の会社であって、現在の事業を継続しつつ、新たに市内で会社を設立される方 (新会社で事業を開始してから5年未満の方を含む) 次のいずれかに該当する中小企業者等 ア.事業を営んでいない方であって、市内で新たに事業を開始される方 イ.事業開始後2年を経過していない方で、それまで事業を営んでいなかった方 スタートアップ資金のいずれかの要件に加え、女性である方 ※6 スタートアップ資金のいずれかの要件に加え、50歳以上である方 ※6 事業を営んでいない個人が市内で新たに事業を開始した日、または新たに会社を設立した日から2年を経過し、5年未満の方	運転・設備	3,500万円 3,500万円 (創業前は2,000万円)	1.3 1.2 1.3	0.81 0 0.5	10年以内(据置2年以内)	原則として 法人は代表者のみ 個人は不要	不要	

■中小企業の定義

区分	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業員	従業員
製造業・運輸業 建設業・不動産業等	3億円	300人	20人
卸売業	1億円	100人	5人
サービス業	5,000万円	100人	
小売業	5,000万円	50人	

※中小企業とは、資本金が従業員のうち、どちらか一方の条件を満たしている企業です。
※個人企業の従業員数は、経営者及び経営者と生活を共にする専従者を除きます。
※政令で定められた特例業種(ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業、宿泊業、娯楽業)及び特定非営利活動法人については、左記の定義と異なりますので、詳しくは経営支援課までお問い合わせ下さい。

(中小企業信用保険法第2条)

事業拡大等を行う方	福岡県	⑧	経営革新支援資金	A 県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等であって、次のいずれかに該当するもの。 (1) 現に営んでいる事業を継続しながら、又はその事業の一部又は全部を廃止して異業種の事業を開始するもの (2) 現に営んでいる事業を継続しながら、新商品等の研究開発を行うもの (3) 中小企業等経営強化法に基づき知事の承認を受けた経営革新計画を実施しようとするもの(改正前の「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく承認企業を含む。) (4) フクオカベンチャーマーケットにおいて、プレゼンテーションを行ったもの (5) ISO9000シリーズ又はISO14000シリーズの導入を図るもの B 現に事業を営む会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、異業種の事業を営むため、新たに設立した県内に事業所を有する中小企業者である会社であって、設立後1年未満のもの C 県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等であって、1年以内に常用雇用者を新たに1人以上雇用する計画を有するもの D 福岡県中小企業技術・経営力評価制度を利用したもの E 地域中小企業支援協議会において重点支援を受けるもの F 福岡県中小企業生産性向上支援センターの支援を受けるもの	運転・設備	A～C 1億円以内	1.4 A～C	0.25～1.62	A～E	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内)	原則として 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に応じて
			設備	E A～Cとは別に1億円以内 ただし、D、Fとは合わせて1億円以内 F A～Cとは別に1億円以内、ただし、D、Fとは合わせて1億円以内	1.1 D～F	0.05～1.42	F					
福岡市	福岡市	⑨	新事業開拓資金	ステップアップ資金	成長や事業の拡大等に向けた取り組みを行う方で、下記のいずれかに該当する方 ※8 ●市の施策に関する要件 ア. 福岡市トライアル優良商品認定事業による認定を受けた方 イ. ふくおか「働き方改革」推進企業認定制度による認定を受けた方 ウ. 生産性向上特別措置法に基づき、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための先端設備等導入計画を策定し、本市の認定を受けた方 など ●国の施策に関する要件 エ. 認定経営革新等支援機関の支援を受けて経営改善、事業転換、多角化、事業拡大に向けた新たな投資、事業承継など、経営基盤の強化を目指した計画的な取り組みを行う方 など ●事業承継に関する要件 オ. 事業引継ぎ支援センターの支援を受けて、M&A等の事業承継を行う方 など	運転・設備	2億8,000万円	1.1	0.33～0.81	5年以内(据置1年以内)	原則として 法人は代表者 個人は不要	必要に応じて
					第二創業・多角化資金	現在の事業を継続して市内で1年以上営んでいる方で、日本標準産業分類の小分類が異なる事業を新たに行うための資金が必要な方	5,000万円	1.4	0.33～1.56	10年以内(2年以内)		
経済対策資金	福岡県	⑩	緊急経済対策資金	(1) 中小企業信用保険法第2条第5項各号に規定する事業者であって、同法第2条第5項の規定による市町村長の認定を受けたもの (2) 知事が指定する風水害、震災の発生等突発的な事態の生起により、経営の安定に支障を生じているもの (3) 大型倒産等において、知事が指定する県指定事業者に対して、50万円以上の売掛金若しくは前渡金返還請求権を有するもの、又は50万円未満の売掛金若しくは前渡金返還請求権を有し県指定事業者との取引額が原則として全体の取引額の20%以上あるもの (4) 福岡県中小企業再生支援協議会の2次支援を受け、関係金融機関の支援を得ているもの または、同協議会の2次支援を受け、再生計画(変更計画を含む)の策定終了後、原則として6か月以内のもの (5) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号、以下「東日本大震災法」)第128条第1項第1号に該当するもの、又は、同号に規定する事業者であって、経営の安定に支障が生じていることについての認定を受けたもの (6) 緊急経済対策資金の借入残高を有するもの (7) 原材料価格等の高騰、電気料金の値上げ、人件費の高騰の影響で経営の安定に支障が生じているもの (8) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による市町村長の認定を受けたもの (9) 経営改善計画を策定し、中小企業等経営強化法第31条第2項における認定経営革新等支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組み、その実行と進捗の報告を金融機関に行うもの (10) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項の規定による認定を受けた中小企業者(同項第1号及び第2号に該当するものに限る。)、中小企業者(同項第1号-Iに該当するものに限る。))の代表者又は事業を営んでいない個人 (11) 次の①又は②に該当し、かつ、③に該当するもの ①3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの ③次のアからエまでに定める全ての要件を満たすこと ア 資産超過であること イ EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入金がないこと	(4) については、福岡県中小企業再生支援協議会の支援を受け策定した再生計画に明記された、再生に必要な資金 (9) については、経営改善計画の実行に必要な資金 (10) については、経営の承継に必要な資金 (11) については、保証人を提供している既往借入金の返済資金を含む	(1)～(7) 1億円以内(但し、「緊急特別融資枠」については、「平成30年7月豪雨」及び「令和2年7月豪雨」の災害ごとに別枠で3,000万円の限度額を設ける。) (8) (1)～(7)、(9)～(11)とは別に1億円以内 (9) (1)～(8)、(10)、(11)とは別に5,000万円以内 (10)、(11) (1)～(9)とは別に1億円以内	(9) 1. 10% (1)～(5) (7)、(8) 1. 30% (但し、「緊急特別融資枠」については0.9%) (6) 1. 40% (10)、(11) 1. 40%以内	0.25～1.62 (但し「緊急特別融資枠」については、0%) (但し、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合1.75%以内となることがあります) (但し、融資対象(1)のうち、令和2年新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、市町村長から中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けた場合は0%) (但し、融資対象(8)のうち、令和2年新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、市町村長から中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた場合は0%) (但し、融資対象(10)のうち、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号-Iに該当し、事業承継時判断材料チェックシートに掲げる確認項目のうち①から④までに掲げる項目の全てを満たすことについて経営者保証コーディネーターが確認した場合は、0.20%～0.87%) (但し、(11)について、事業承継時判断材料チェックシートに掲げる確認項目のうち①から④までに掲げる項目の全てを満たすことについて経営者保証コーディネーターが確認した場合は、0.20%～0.87%)	10年以内(据置期間2年以内) (9)は運転5年以内、設備7年以内 保証付融資の借換は10年以内(据置期間1年以内)	原則として 法人は代表者のみ 個人は不要 ただし、法人については一定の場合徴求しないことができる。 (但し、(10)のうち中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号ハ又は二に該当するもの及び(11)については徴求しない。)	必要に応じて	
					福岡市	一般枠	次のいずれかに該当する中小企業者等 ア. 最近3ヶ月の売上高または売上総利益率等が過去5年間のいずれか同期と比較して3%以上減少している方 イ. 最近3ヶ月の主要な原材料の仕入単価が前年同期と比較して3%以上上昇している方 ウ. 取引先の倒産等により、債権回収が困難になった方 など	1億円	1.3	0.23～1.3	10年以内(据置2年以内)	原則として 法人は代表者 個人は不要
特例枠	セーフティネット保証(1～8号)、危機関連保証の認定を受けた方 セーフティネット保証4号の認定を受けた方(新型コロナウイルス感染症に起因するもの) ※5 危機関連保証の認定を受けた方(新型コロナウイルス感染症に起因するもの) ※5	1億円	1.3	0 0	10年以内(据置2年以内)							
		⑫	経営力強化資金	経営力強化保証の申込人資格要件に該当する方	2億8,000万円	1.2	0.225～1	運5年以内・設7年以内(据置1年以内) ※6				
政策的資金	福岡市	⑬	商工業振興資金 継続型バックアップ資金 ※9	1期以上の決算(個人の場合は確定申告)を行っている方	運転	3,000万円 ※10	1.1	0.36～1.31	1年以内(一括返済) ※11			
			ワールドビジネス振興資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 ア. 輸出入の決済資金が必要な方 イ. 海外支店等の開設資金が必要な方 ウ. 直接自らが取引を行った輸出入品の卸・小売を行うための資金が必要な方 エ. 海外向け製品・商品の開発・製造資金が必要な方 オ. 海外市場又は国内市場(海外製品や商品の販売)での市場開拓資金が必要な方	1億円	1	必要に応じて保証に付する(付保の場合0.23～1.3%)	1年以内(据置1年以内) 1年超5年以内(据置1年以内) 5年超10年以内(据置2年以内)				
				災害復旧特別資金	一般枠 災害・風水害等の災害により、市内で損害を受けた方 特例枠 激甚災害の指定・災害救助法の適用を受けた災害等により市内で損害を受けた方	5,000万円	1.3 0.9	0.23～1.3 0	10年以内(据置2年以内)	原則として 法人は代表者 個人は不要	必要に応じて	
		⑭	環境・エネルギー対応資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 ア. 新エネルギー又は省エネルギー設備を導入する方 イ. 低公害車を導入する方 ウ. 公害防止施設を設置又は改善する方 エ. 節水型機器等の設備を導入する方 オ. ISO認証を取得する方	1億円	1.1	0.33～1.56	10年以内(据置2年以内)				
		⑮	設備対応資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 ア. 事業活動に必要な設備を導入される方 イ. 市企業誘致課との協議に基づき、一定規模の工場、事務所等を移転または新設する方	2億8,000万円	1.3 1.5	0.33～1.56	10年以内(据置2年以内) 10年超15年以内(据置2年以内)				
		⑯	共同事業資金	指定高度化資金 県の高度化資金の貸付対象となった協同組合等 準指定高度化資金 県の高度化資金の貸付を受けないで高度化事業を行う共同組合等	事業費から国庫の貸付を差引いた残額の2/3 2億円	1.3 1.5 1.3 1.5	必要に応じて保証に付する(付保の場合0.45～1.9%)	10年以内(据置3年以内) 10年超20年以内(据置3年以内) 10年以内(据置3年以内) 10年超20年以内(据置3年以内)	原則として 代表理事			

(※1) 設備資金については原則市内に設置するものに限りますが、②、③、⑭、⑯については市外の設備資金での申込みも可能です。ただし、市内から市外へ移転するための資金を除きます。

(※2) 保証料率は経営状況等に応じて適用されます。なお、信用保証協会の保証料率は1.90%以下(責任共有外保証料率は2.20%以下)ですが、市が一部負担することにより、借受者の負担を軽減しています。

(※3) 〃(表面の「信用保証料について」をご覧ください。)別途、有担保による保証などで保証料率が割引される場合があります。詳しくは県信用保証協会へのお問い合わせください。

(※4) 小口事業資金は、既存の保証付き融資残高との合計が2,000万円の範囲内となる新規保証が対象となります。

(※5) 国が指定する期間に限ります。

(※6) 経営力強化資金は、保証付の既往借入金を借り換える場合、融資期間は10年以内(うち据置:1年以内)となります。

(※7) 個人の場合は事業主、法人代表者が女性又は50歳以上である場合が対象となります。

(※8) 対象となる施策等については、福岡市経営支援課にお尋ねください。

(※9) 1 中小企業者1口限りの利用となります。また、既存の借入金(保証協会の既存の保証付融資、プロパー融資等)の借換には利用できません。

(※10) 直近決算(確定申告)の平均月商の2倍が3,000万円に満たない場合は、その平均月商の2倍が上限となります。

(※11) 2回までの更新(同資金で同額(又は増額・減額)での借換)により最長3年間の継続利用が可能です。ただし、更新は同一金融機関のみでの取扱となります。なお、更新手続きは新規申込みと同様、審査が行われます。

(※12) 他の資金や、新規創業資金のうち保証料率「0%」が適用されたもの以外を借換する場合、1.01%以内(創業後で決算到来済の方は1.76%以内)となる場合があります。

【福岡商工会議所 経営相談部】

●地域支援第一G(東区・博多区・南区担当) TEL 441-2161/FAX 482-1523 ●地域支援第二G(中央区・城南区・西区担当) TEL 441-2162/FAX 482-15